

意見公募要領

1 意見募集対象

- (1) タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ(案)
- (2) 時刻認証業務の認定に関する規程(案)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、昨年1月から本年2月まで実施の「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ」において、タイムスタンプの国による認定制度の創設が提言されたことを受け、本年3月から「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」を開催し、タイムスタンプの国による認定制度の基準等について検討を行ってきました。

今般、本検討会におけるこれまでの議論の取りまとめとして「タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ(案)」と、本案を踏まえた告示として「時刻認証業務の認定に関する規程(案)」を作成しましたので、併せて意見募集を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。
なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： sc-security_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 あて

併せて、意見の内容を保存した電子媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5752

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期限

令和2年12月19日（土）から令和3年1月22日（金）まで（必着）

（郵送の場合も、令和3年1月22日（金）必着とします。）

6 留意事項

- 意見が1,000字を超える場合には、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である条名やページ等を記載してください。
- 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省サイバーセキュリティ統括官室にて配布又は閲覧に供します。
- 御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号又は電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総務省サイバーセキュリティ統括官室

担 当：高岡参事官補佐、忍田主査、木谷調査員、薮崎官

電 話：03-5253-5749

F A X：03-5253-5752

電子メールアドレス：sc-security_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

(別紙様式)

意見書

令和 年 月 日

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人名又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

☐ タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ(案)

☐ 時刻認証業務の認定に関する規程(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。(注2)

該当ページ/条文	御意見

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載ください。併せて、連絡担当者の氏名を記載ください。

注2 タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ(案)又は時刻認証業務の認定に関する規程(案)のいずれかを選択し、チェックしてください。なお、両方に意見を提出する場合には、それぞれ意見書を作成ください。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。また、ページ番号を記載ください。